

滝川地区広域消防事務組合特定事業主行動計画

令和8年4月

滝川地区広域消防事務組合長

滝川地区広域消防事務組合消防長

本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条に基づく特定事業主行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づく特定事業主行動計画として策定するものである。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とし、計画の期間内であっても、国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じてこれを見直すことができるものとする。

2. 計画の推進

本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況について定期的に点検・評価等を行うこととする。

3. 次世代育成支援の推進に向けた数値目標

目標1)

配偶者出産休暇及び育児参加休暇の完全取得を目指す。

目標2)

男性職員の育児休業取得率50%以上を継続させる。

4. 次世代育成支援の推進に向けた数値目標を達成するための取組及び実施時期

男性職員の配偶者が妊娠・出産した情報を入手した段階で、休暇等の具体的な説明を個別に行い、出産・育児参加休暇及び育児休業の取得を促す。

5. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

〔参考〕内閣府令第2条に基づき、把握する項目は以下の8項目

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②平均した継続勤務年数の男女の差異
- ③職員1人当たりの各月ごとの超過勤務時間
- ④管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ⑤各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ⑥男女別の育児休業取得率及び平均取得期間
- ⑦男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数
- ⑧セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

目標1)

令和11年度までに、女性の採用試験の受験者数を、令和7年度の実績（0%）より引上げ、受験者総数に占める女性割合を10%以上にする。

目標2)

令和11年度までに、職員に占める女性の割合を5%に引き上げる。

6. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標を達成するための取組及び実施時期

令和7年度までに目標達成に至らなかったことから、令和8年度からも継続的に出産、育児、看護及び介護等に関する休暇制度を利用しやすい環境・雰囲気づくりに取り組むとともに、女性志望者の拡大につながる採用・広報活動を適時行う。

本計画に関する相談・情報提供の窓口は、消防本部総務課総務係です。